

# 社団法人 日本ゴム協会定款

## 第1章 総則

(名称)  
第1条 この法人は、社団法人日本ゴム協会（THE SOCIETY OF RUBBER INDUSTRY, JAPAN）と称する。

(事務所)  
第2条 この法人は、事務所を東京都港区元赤坂1丁目5番26号に置く。

(支部)  
第3条 この法人は、総会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。  
会員は、いずれかの支部に属するものとする。

(委員会)  
第4条 この法人は、第6条の事業遂行に必要な各種の委員会を設けることができる。  
2. 委員会の設置は理事会の決議による。但し、特に重要な委員会の設置については、総会の決議を経ることを要する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)  
第5条 この法人は、ゴムに関連する学術及び産業の進歩発達を図り、文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)  
第6条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 学術及び生産技術の研究及び調査  
(2) 研究の奨励及び研究業績の表彰  
(3) 講演会の開催  
(4) 会誌及び図書の刊行  
(5) 見学及び視察  
(6) 会員の親睦  
(7) 関係官庁及び関係団体等の諮問に対する答申又は建議  
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 会員

(種別)  
第7条 この法人の会員を分けて、次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。  
(1) 正会員は、この法人の目的に賛同する個人  
(2) 学生会員は、この法人の目的に賛同する学籍を有する個人  
(3) 名誉会員は、この法人の目的に顕著な功績を挙げたものの中から理事会の推薦によって総会の承認を得たもの  
(4) 賛助会員は、この法人の事業に協力する法人または団体  
但し、入会金及び会費は別に定める。

(入会)  
第8条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に該当事項を記入してこの法人に提出し理事会の承認を経るものとする。

(退会)  
第9条 この法人の会員であって、次の各号の一つに該当するものは、理事会の承認又は議決をもって退会したものとし、又は退会したものとみなす。  
(1) 本人からの書面で退会の申し出があったとき。ただし、未納会費があるときはこれを完納しなければならない。  
(2) 会費を滞納したとき。  
ただし、第8条の手続きに添えて滞納会費と当

年度会費を一時に納入するときは再入会を承認することができる。

(除名)  
第10条 この法人の会員であって、この定款に違反し、又はこの法人の名誉を損う行為があったときは、理事会の議決によってこれを除名することができる。

(既納会費)  
第11条 既納の会費は、いかなる事情があっても、これを返却しない。

## 第4章 役員、評議員及び職員

(役員)  
第12条 この法人に次の役員を置く。  
(1) 理事 15名以上20名以内（会長1名、副会長3名以上4名以内）  
(2) 監事 3名

(役員を選任)  
第13条 役員は総会において正会員のうちから選任する。  
役員は同時に2種以上の役員を兼ねることができない。

(理事の職務)  
第14条 会長は、この法人を代表し、業務を総理し、総会及び理事会の議長となる。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序によりその職務を代理する。  
3. 理事は、理事会を組織し、この定款により理事会の権限に属する事項について審議し決定する。

(監事の職務)  
第15条 監事は、法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況の監査等民法第59条の職務を行う。

(役員任期)  
第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。  
2. 補欠又は増員のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。  
3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員補充)  
第17条 役員に欠員ができたときは、補欠選挙を行う。但し、理事については、理事会で業務の執行に差し支えないと認めるときは、補欠選挙を行わないことができる。  
2. 補欠選挙の結果は会誌に公告する。  
3. 補選された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員辞任)  
第18条 役員は、理事会の同意を得なければ辞任することができない。

(評議員)  
第19条 この法人に、評議員を置く。  
2. 評議員は、40名以上80名以内とする。

(評議員選任)  
第20条 評議員は、役員以外の正会員及び賛助会員の代表者から、会員の無記名投票によって選挙する。  
2. 評議員には、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替える。

(評議員職務)  
第21条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定めるほか、理事会の諮問に応じ会長に対し必要と

認める事項について助言する。

(評議員の任期)

- 第22条 評議員の任期は、2年とする。但し、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
2. 評議員は、再任されることができる。
  3. 評議員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

- 第23条 この法人に職員を置くことができる。
2. 職員は、会長が任免する。
  3. 職員は、理事の指導を受けて庶務に従事する。
  4. 職員には給料を支払うものとする。

## 第5章 会議

### 第1節 理事会

(理事会の構成)

- 第24条 理事会は、理事をもって組織し、重要な業務について審議する。

(理事会の召集)

- 第25条 理事会は、年2回以上会長がこれを召集する。但し、監事又は理事10名から会議の目的である事項を示して請求があったときは、会長はこれを召集しなければならない。

(理事会の機能)

- 第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の定足数)

- 第27条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。但し、理事会に出席できない理事は、書面をもって他の出席理事に委任することができる。この場合あらかじめ通知のあった事項については出席者とみなす。

(理事会の議決)

- 第28条 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長が決するところに従う。

### 第2節 総会

(総会の召集)

- 第29条 総会は、会議の目的である事項を示して会長がこれを召集する。

(総会の区分)

- 第30条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(通常総会の開催)

- 第31条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2箇月以内にこれを開く。

(臨時総会の開催)

- 第32条 臨時総会は、次の場合これを開く。
- (1) 理事会で必要があると認めるとき。
  - (2) 正会員50名以上から連名で議案を示して請求があったとき。
  - (3) 監事から請求があったとき。

(総会の開催通知)

- 第33条 総会召集の通知は、次の方法の一つによって行う。
- (1) 書面
  - (2) 会誌公告

(総会の定足数)

- 第34条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ

議事を開くことができない。但し、総会に出席できない正会員は、書面をもって他の出席正会員に委任することができる。この場合あらかじめ通知した事項についてはこれを出席者とみなす。

(総会の議決)

- 第35条 総会の議決は、この定款に別段の定めあるものの外、出席正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決するところに従う。

(会員への通知)

- 第36条 総会の議事の要項及び議決した事項は、書面又は会誌により会員に通知する。

(総会の機能)

- 第37条 次の事項は、通常総会に提出して議決を経るものとする。
- (1) 前年度事業報告
  - (2) 前年度収支決算書及び貸借対照表並びに財産目録
  - (3) 役員を選任
  - (4) その他理事会で必要と認めた事項

(通常総会の報告事項)

- 第38条 理事会で必要と認めた事項は、通常総会に報告するものとする。

### 第3節 評議員会

(評議員会の構成)

- 第39条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の開催)

- 第40条 評議員会は会長が必要と認めるとき、又は評議員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の機能)

- 第41条 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について助言する。
- (1) 総会に付議される第26条第1項第1号及び第2号、その他総会付議事項であって理事会から委託される事項
  - (2) 総会、理事会又は監事から委託される事項

(評議員会の定足数)

- 第42条 評議員会の定足数は、第27条を準用する。この場合において「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」とそれぞれ読み替える。

(評議員会の議長)

- 第43条 評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選によって決める。

### 第4節 その他

(議事録)

- 第44条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 支部

(支部役員)

- 第45条 この法人の支部に、支部長1名及び支部幹事若干名を置く。
- 第46条 支部長及び支部幹事は、会長がこれを委嘱する。
- 第47条 支部長及び支部幹事は、同時に役員となることができる。但し、監事を兼ねることはできない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第48条 この法人の資産は、次のとおりである。
- (1) 別紙財産目録記載の財産
  - (2) 会費
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 寄付による金品
  - (5) 資産から生じる利益

(6) その他の収入

(資産の種別)

第49条 この法人の資産を分けて、基本財産及び普通財産の2種とする。基本財産は別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来理事会の決議で基本財産に編入される資産で構成する。普通財産は基本財産以外の財産とする。

但し、寄付金であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第50条 この法人の基本財産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は郵便貯金とし、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

(資産の処分)

第51条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第52条 この法人の事業遂行上に要する費用は、資産から生ずる果実、会費及び事業に伴う収入等その他普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の予算は、毎会計年度開始前、会長が編成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算報告)

第54条 この法人の決算は、会計年度終了後2箇月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告書ともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受けなければならない。

この法人の決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入し、また翌年度に繰越することができる。

(長期借入金)

第55条 収支予算で定めるものを除くの外、あらたに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を得なければならない。予算内の支出をするため、その会計年度内の収支をもって償還する一時借入金についても同じである。

(会計年度)

第56条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会で出席正会員の4分の3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第58条 この法人の解散は、総会で出席正会員の4分の3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第59条 この法人の解散に伴う残余財産は、総会で出席正会員の4分の3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第9章 補則

(委任)

第60条 この定款施行に必要な事項は、別に細則をもって定める。前項の細則の制定及び変更は、理事会の議決を経てこれを行う。

付則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日(昭和62年6月12日)から施行する。

ただし、理事の増員に係る改正規定については昭和62年9月1日から適用する。

付則

この定款は、文部大臣の認可のあった日(平成12年2月17日)から施行する。

\*

\*

\*

\*

\*